

今後の新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いについて

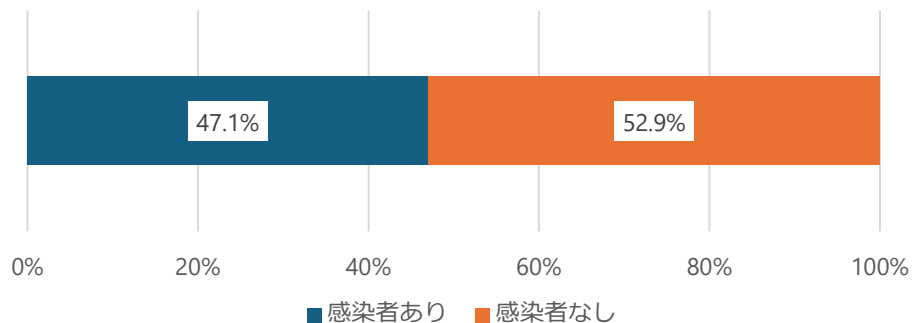
新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いについて

経緯

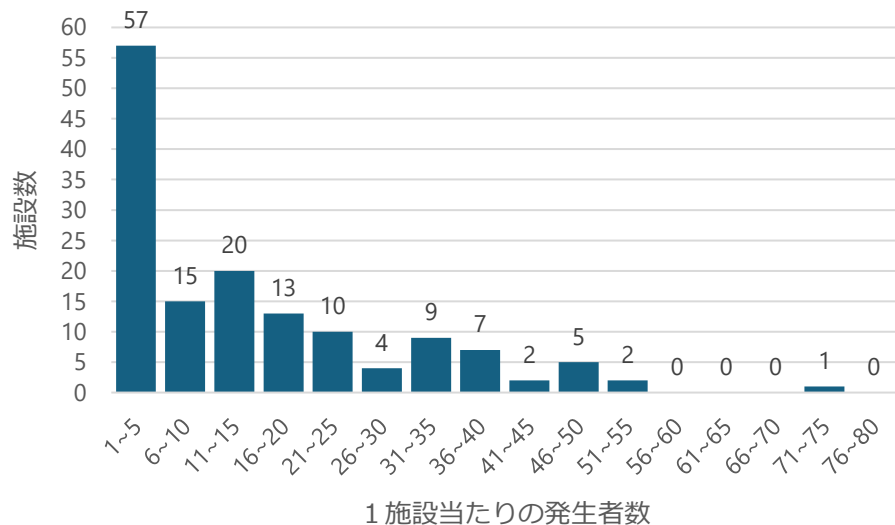
- 新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いについては、一部の事項を除き、令和6年3月末をもって廃止したところ。
- 一方で、臨時的な取扱いを廃止することにより介護サービスの継続的・安定的運営に大きな影響が生じうるものや感染した利用者に不利益が生じうるものとして、
 - ・介護老人保健施設について、感染者の発生により入退所を停止する場合の、基本サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算における在宅復帰・在宅療養支援等指標の取扱い
 - ・ユニットリーダー研修について、実地研修が未受講である場合の取扱いについて、令和6年4月以降も1年に限って継続することとし、その間の臨時的取扱いの適用状況や廃止する場合の影響等を踏まえて更なる対応が必要な場合には対応を検討することとした。

介護老人保健施設における新型コロナウイルス感染症の感染状況

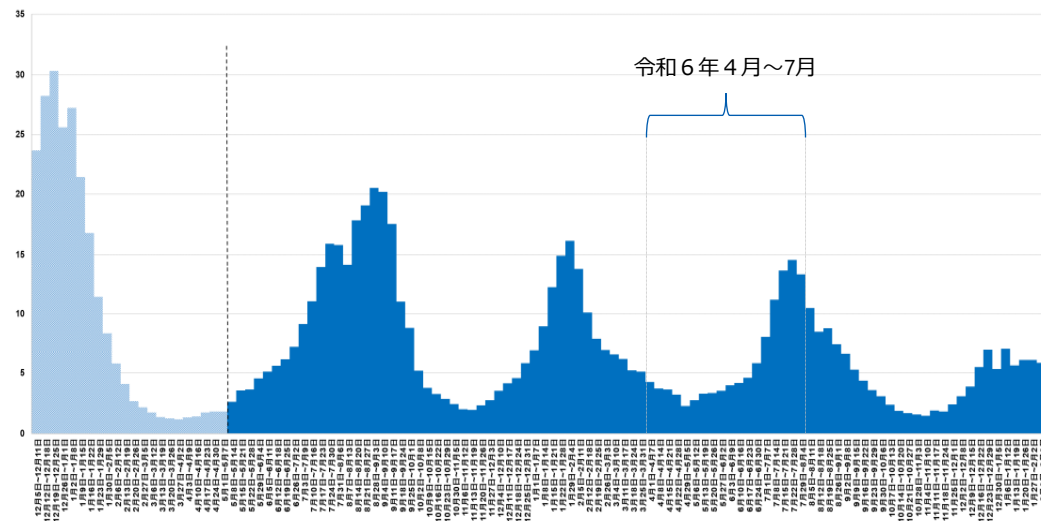
○新型コロナウイルス感染症の発生があった介護老人保健施設（n=308）（令和6年4月～7月）



○1施設あたりの感染者数の状況（n=308）（令和6年4月～7月）



（参考）全国の新型コロナウイルス感染症の発生者状況



出典：新型コロナウイルス感染症の発生があった介護老人保健施設、1施設あたりの感染者数の状況は、令和6年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（令和6年度調査）

全国の新型コロナウイルス感染症の発生状況は、令和7年2月14日の公表データ（厚生労働省HP）

新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いについて

対応案

- 令和6年4月以降も、多くの介護老人保健施設においてクラスターが発生しており、施設内での感染発生に伴い入退所を停止した場合には、在宅復帰率の低下に伴い、基本報酬が減額されることから、臨時的な取扱いの廃止による影響が大きい状況が続いている。
- このため、介護老人保健施設における在宅復帰・在宅療養支援等指標の臨時的な取扱いについては、更に2年間継続し、その後の対応については次期介護報酬改定にむけて介護給付費分科会において議論することとしてはどうか。
- また、ユニットリーダー研修については、概ね未受講者が解消されたことから、臨時的取扱いは廃止することとしてはどうか。

参考 令和6年3月18日 介護給付費分科会資料

社保審一介護給付費分科会

第240回（R6.3. 18）

資料 6

今後の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

今後の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（案）

<概要>

- 新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等により、一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等が想定されるため、この場合について、介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準などについては、柔軟な取扱いを可能としたところ（令和2年6月1日第177回介護給付費分科会で報告）。
- その後、令和5年5月8日の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴い、こうした臨時的な取扱いについて、以下の考え方に基づき所要の見直しを行ったところ。
 - ✓ 利用者や介護職員等において新型コロナの感染者が発生した際にも、安定的にサービス提供を行うための特例や、ワクチン接種の促進のための特例については、当面の間継続する。
 - ✓ 引き続き感染対策を行いながら必要なサービスを提供する観点及び新型コロナの位置づけ変更やオンラインによる研修環境の改善等を踏まえ、より合理的な取扱いに見直すことが適当なものについては、必要な見直しを行ったうえで継続する。
 - ✓ 位置づけ変更に伴い、各種制限が緩和されることを踏まえ、特例的な取扱いがなくても必要なサービスを提供することが可能と考えられるものについては終了する。
- 新型コロナウイルス感染症については、本年4月以降、通常の医療提供体制に移行し、各種公費支援については廃止となることから、介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについても見直しを行うこととする。

今後の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（案）

<対応案>

- 令和6年4月以降は、新型コロナウイルス感染症については季節性インフルエンザ等の一般的な感染症として取り扱われることから、新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いは原則廃止とすることとしてはどうか。
- その上で、臨時的取扱いを廃止することにより、介護サービスの継続的・安定的運営に大きな影響が生じうるものや感染した利用者に不利益が生じうるものについては、1年に限って継続することとし、その間の臨時的取扱いの適用状況や廃止する場合の影響等を踏まえて更なる対応が必要な場合には対応を検討することとしてはどうか。
- 具体的には、以下の臨時的取扱いについて継続することとしてはどうか。

臨時的取扱いの項目	現在の状況	対応案
介護老人保健施設について、感染者の発生により入退所を停止する場合の、基本サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算における在宅復帰・在宅療養支援等指標の取扱い	現在も介護老人保健施設における施設内感染が多数発生しており、入退所を停止する施設がある。	1年に限り継続する。
ユニットリーダー研修について、実地研修が未受講である場合の取扱い	新型コロナウイルス感染症の影響により、実地研修が実施できていない者が約5500人いる。令和6年度、新規受講者及び実地研修未受講者を受け入れる施設の確保はできている。	令和元年度～令和5年度の受講者であって、実地研修未受講者については、臨時的取扱いを1年間継続する。令和6年度新規受講者については、通常の手続きとする。

(参考) 主な臨時的取扱いの内容

分類	臨時的取扱い
加算の基準	職員が感染したことにより、加算の人員基準が満たせなくなるものの取扱い (看護体制加算、個別機能訓練加算など)
	(看護) 小規模多機能型居宅介護について、感染症の発生によりサービス提供が過小となった場合の減算の取扱い
他事業所の利用者・入所者の受け入れ	他事業所の利用者の受け入れ等により、加算の要件が満たせなくなるものの取扱い (認知症ケア加算、サービス提供体制強化加算、特定事業所加算、社会参加支援加算、事業所評価加算、中重症度ケア加算)
	通所系サービスについて、休業している他事業所の利用者を受け入れる場合の取扱い
	介護支援専門員が担当する件数が40件を超える場合の減算や特定の事業所にサービスが集中する場合の減算の取扱い
	別の施設に入所者が一時的に避難する場合の取扱い(介護報酬の算定や指定基準の取扱い)
職員が感染	訪問介護について、必要な資格を持った人員が確保できない場合の取扱い
	職員が感染した場合に、指定基準や基本サービス費に係る施設基準を、利用者の処遇に配慮した上で柔軟な対応を可能とする取扱い
施設内感染	介護老人保健施設について、感染者の発生により一時的に入退所の停止を行う場合の在宅復帰・在宅支援機能加算等の取扱い
感染した利用者への対応	短期入所生活介護において、利用者が感染したことにより、やむを得ず長期利用を行う場合の減算の取扱い
	感染者に訪問介護を行い場合に、看護師等が同行する場合の介護報酬の取扱い
	感染者に頻回の訪問看護を行う必要がある場合の、特別訪問看護指示書の交付の取扱い
実習	実習が必要な研修が未受講である場合の人員基準等の取扱い (介護支援専門員実務研修、認知症介護実践者等養成事業における各種研修、ユニットリーダー研修)

(参考) 主な臨時的取扱いの内容

分類	臨時的取扱い
サービス提供方法	事業所と異なる場所（公民館等）でサービスを提供した場合の取扱い
	通所系サービスの事業所が体制を整えて居宅サービスを提供した場合の取扱い
休校	休校等に伴い人員基準が満たせなくなる場合の取扱い
病院からの受け入れ	介護保険施設について、コロナ回復患者を受け入れた場合の退所前連携加算の取扱い
ワクチン接種	通所事業所内でワクチン接種を行う場合、ワクチンの接種に伴う業務や送迎は、介護保険サービスとして提供しているものとする取扱い
	大規模接種会場への移動手段として、訪問介護を利用する場合の取扱い
	介護施設・事業所の医師・看護師が自治体が準備する接種会場でワクチン接種に協力する場合の人員基準の取扱い
	訪問介護及び訪問看護のサービス提供時に、ワクチン接種後の経過観察を行う場合の取扱い
	ワクチン接種の副反応により人員基準が満たせなくなる場合の取扱い